

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大宜味村長

市町村名 (市町村コード)	大宜味村 (473022)
地域名 (地域内農業集落名)	塩屋地域 (塩屋・屋古区(大工又・白浜・半崎土地改良区を含む))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月3日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農振農用地区域内の土地改良区域内にあり、半崎土地改良区においてはウコン等を中心とした野菜類、白浜土地改良区においてはサトウキビが主に栽培されている。
大工又土地改良区においてはシークワサーが主に栽培されているが、近年はスイカ・ゴーヤーの施設栽培が盛んになりつつあります。

他の地域に比べ比較的年齢が若い農家が多く存在しているが、遊休農地や多くのヤミ小作がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主な作物であるサトウキビ、野菜、シークワサーについては担い手への農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図ります。
また、利用者のいない農地があれば地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手の農地利用の意向に配慮し、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の土地改良区を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

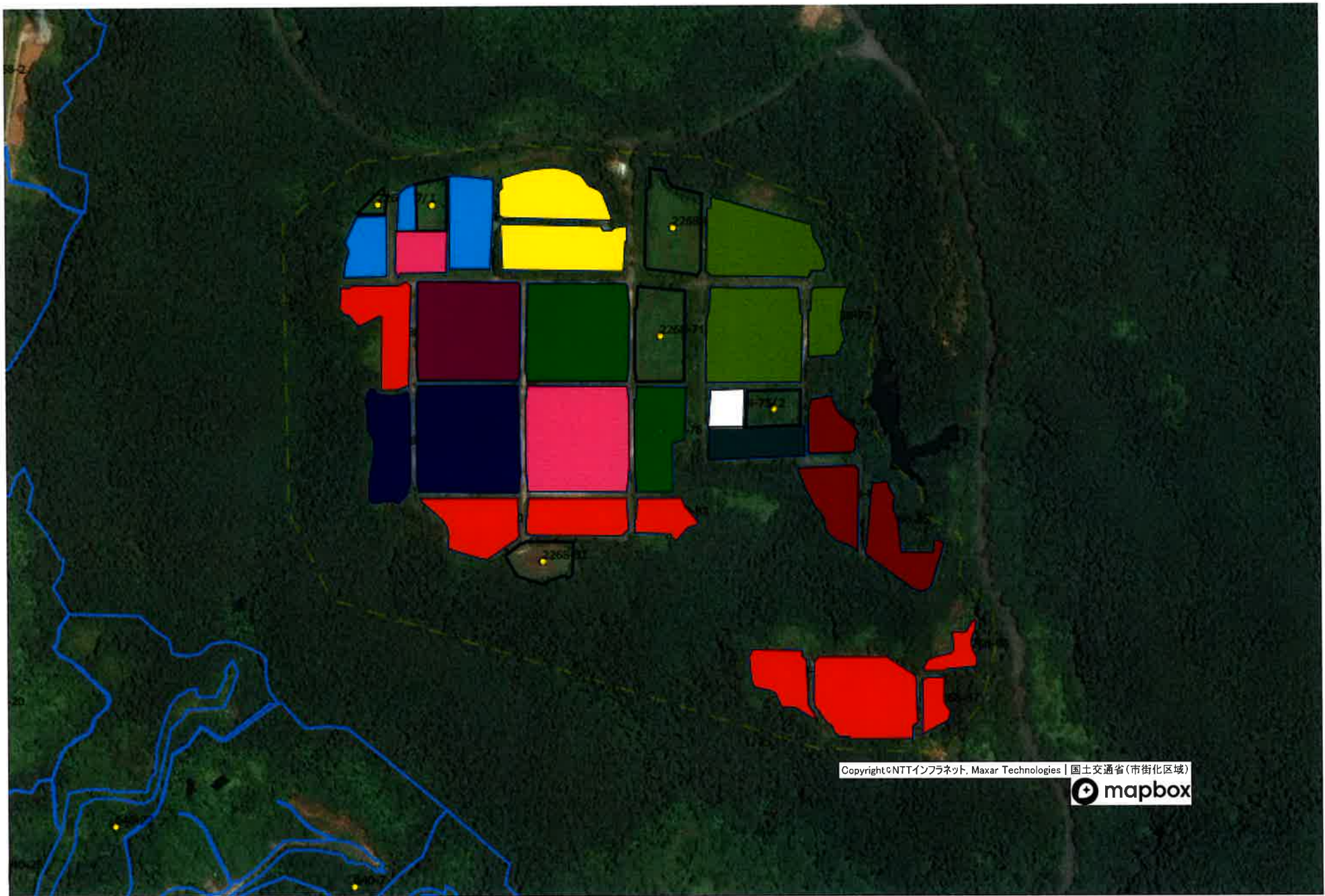
(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者及び地域での意欲的に農業を営む意向のある農家を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業を利用者の経営意向を考慮しながら農地中間管理事業を活用し、権利設定を段階的に進め、担い手への農地の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
今後、担い手のニーズを集約し、必要であれば農地整備事業等を活用して再整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの多様な経営体が地域計画区域内で農地を活用したい意向があれば、沖縄県やJAと連携し、地域の意向に沿った農業が出来るよう支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
シークワサの栽培管理及び収穫作業については高齢化等により出来なくなる農家が増加するため、栽培管理及び収穫支援サービス事業者があれば、農作業を委託することを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

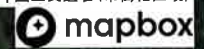
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・カラスの被害がため防止柵等の鳥獣被害防止対策を推進する。
- ③カンキツ類の防除作業などについてドローンによる効率的な防除体系を進める。
- ③携帯電話が繋がらない所も多くあるため、スマート農業だけでなく危機管理としても携帯基地局の設置による電波環境の改善をする必要がある。
- ⑧大工又土地改良区にかん水施設を整備する。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)





Copyright GNTT インフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

